

市民参加実施予定シート

予 定
平成28年4月1日時点

担当課(国保年金課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通 称	国民健康保険料の改定に関する条例(案)について	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 健全な国保財政運営が確保できる。
名 称	流山市国民健康保険料の一部を改正する条例(案)について		〈デメリット〉 特になし。
概 要	国民健康保険事業の安定した財政運営を図るため、保険料率のうち後期高齢者支援金賦課額の被保険者均等割と所得割、介護納付金賦課額の所得割を上げるものである。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input checked="" type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項			
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	平成27年6月～平成27年7月で3回予定	協議会委員(公募の市民等)	流山市国民健康保険運営協議会	【審議会等】 国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条で市町村に設置が義務付けられており、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について必要な意見交換、審議等を行うこととされているため。 諮問予定:平成27年6月22日 答申予定:平成27年7月30日 【パブリックコメント手続き】 保険料の改定案を公表し、多面的かつ総合的に検討し、条例改正の意思決定を行うため、広く市民等の意見を聴けるパブリックコメントを実施するものである。	
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手続	平成27年9月1日～平成27年9月30日	全市民等	特になし		
	<input type="checkbox"/> 意見交換会					
	<input type="checkbox"/> 公聴会					
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度					
	<input type="checkbox"/> その他					

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成26年度		平成27年度											平成28年度			
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月	
				国保運営協議会(諮問・答申など) 			パブリックコメント 									

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由